

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

(1) はじめに

「コーポレート・ガバナンス」という英語は、わが国では「企業統治」と訳されています。しかしながら、この2つの言葉の間には、若干のニュアンスの相違があるように思われます。アメリカ流の「コーポレート・ガバナンス」は、「企業は誰のものであるか」、「企業統治のためには、各々のステークホルダーがどのようなバランスでかかわっていくのが良いのか」など、ステークホルダーのバランス論のようなニュアンスが強いように思われます。

一方、日本語の「企業統治」という言葉は、「企業内のガバナンスの問題」としての色彩が強いように思われます。

今回の「コーポレート・ガバナンス」という命題は、「企業統治」という観点から考察した内容を、当社の「コーポレート・ガバナンス報告書」として、とりまとめています。

(2) 基本的な考え方

企業統治(コーポレート・ガバナンス)は、以下の5つの観点が重要であると考えています。

- イ)「企業の存続を脅かさない」という観点
- ロ)「企業倫理とコンプライアンス」の観点
- ハ)「上場会社としての責務」としての観点
- ニ)「効率経営」としての観点
- ホ)「ステークホルダーとの関係」という観点

以下、各項目につきまして、考え方を記載します。

イ)「企業の存続を脅かさない」という観点

企業は、永続していなければならない組織です。

企業経営にとって最も大切な視点は、「会社を倒産させない」ということだと思えます。この観点からの「企業統治」が何にもまして重要視されなければなりません。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. リスクの分類、予防、回避、対応
- b. 大株主の過剰介入の防止
- c. ワンマン経営の排除
- d. 犯罪行為の防止
- e. 反社会的勢力および団体への毅然たる対応

ロ)「企業倫理とコンプライアンス」の観点

企業は、社会的存在であり、遵法精神が不可欠です。しかし、法律・規則にのっとれば、何をやってもよいというものではありません。企業倫理上の判断が常に求められます。この観点から、以下の諸点が重要です。

- a. 法令違反を行っていないかどうか
- b. 適法でも、企業倫理上、許されるかどうか

ハ)「上場会社としての責務」としての観点

関係者だけが株主となっている非上場会社と異なり、不特定多数の株主が存在し、企業規模も大きい上場企業では、そのための責務が存在すると考えられます。

- a. 適時適切な情報開示
- b. 情報開示の迅速、公平性
- c. 粉飾決算の防止
- d. 企業内におけるチェック体制
- e. 内部監査
- f. 監査役の責務の増大
- g. CSR(社会的責任)の認識
- h. 社会の公器としての認識

ニ)「効率経営」としての観点

企業は、ボランティア集団や大学の同友会などと異なり、利益をあげなければ存続できません。効率経営のための企業統治は、この観点から重要です。

- a. 企業価値、株主利益の最大化のための企業統治
- b. 経営の効率化
- c. 役職員の権限と責任の明確化

ホ)「ステークホルダーとの関係」という観点

企業には、株主、経営者、従業員、お客様、その他多くのステークホルダーが関与しています。米国では、株主の権限が強大化して問題となりました。わが国では、経営者の権限が米国に比較して強大で、時には債権者であるメインバンクが企業経営に多大な影響を与えました。その観点から、ステークホルダーとの良好な関係は、企業統治上、重要になります。

- a. ステークホルダー間のバランス

- b. 顧客重視の発想
- c. ES(従業員満足度)の向上がCS(顧客満足度)につながる

以上の観点を踏まえ、当社は、ガバナンス体制の構築に努めています。

なお、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社の形態を採用しています。その体制の下で、「投資者の権利を損なわない」という観点から、企業の透明性の確保および、取締役会、監査役会などのガバナンス機能のあり方が重要であると考えています。

当社の対応としては、適時適切な情報開示により企業活動の透明性を確保するため、情報開示担当部門を設置しています。

当社は全ての部門の業務の遂行状況、法令等の遵守状況を監査し、監査役会と連携する内部監査室を設置するなどし、コーポレート・ガバナンス体制の強化に注力した機関設計をしています。

当社は、「企業統治」の関係機関として、以下のものを設置しています。

●株主総会

株主総会は、当社の株主によって構成される機関であり、当社における最高意思決定機関です。

平成28年9月30日現在の総株主数は30599人(前年同期比0.0%増)であり、株主総会において、十分な理解のもとに、意思決定していただけるよう努めています。

●取締役会

取締役会は、当社の経営の中心的役割を担っています。

取締役の員数は10名(うち2名は社外取締役)の構成となっています。業績改善に有効な意思決定を適切に行うとともに、経営の透明性およびアカウンタビリティの向上を重視し、本来の機能である全社的意思決定および業務執行に対する監督機能を、よりの確に果たせるようにしています。

特に、取締役に付議された案件について、議長が必要と認めた場合には、社外専門家(弁護士、会計士など)を招聘し、専門的見地からも幅広い意見を求めた上で、慎重に協議し、決議することも可能としています。

また、社外取締役であるジャン・ポール・トルコウスキー、リオール・クンスラーの両氏は、当社が販売するダイヤモンドの仕入先である「EXELCO N.V.」および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターです。

なお、両氏による当社株式の保有はありません。

●執行役員

当社は、業務執行と監督における権限・責任の明確化と意思決定の迅速化をはかるため、執行役員制度を導入しています。

取締役に選任される執行役員は、担当取締役の監督下において、各担当分野における業務執行上の責任者としての役割を担っています。

●監査役会

当社は、監査役会設置会社形態を採用しています。監査役3名(うち1名は常勤監査役)で構成される監査役会は、監査の方針、会社の業務および財産状況の調査、その他の監査役職務執行に関する事項を定め、監査を実施しています。

監査役会は年4回(3ヵ月毎)の定例会に加え、必要に応じ適宜開催し、監査役相互の情報の共有化をはかっています。

また、監査役は取締役に出席し、経営を監視しています。

●内部監査室

当社は、内部監査室(担当者1名)を設置し、代表取締役社長の命により、全ての部署・店舗および重要な連結子会社を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的に実施しています。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として代表取締役社長に直接提出されるとともに、監査役にも提出されています。

●監査法人

当社は、株主総会にて、会計監査人としてUHY東京監査法人を選任し、会社法監査および金融商品取引法監査を受けています。また、会計制度変更やその他重要な会計課題について、適宜アドバイスを受けています。

なお、当社と同監査法人、監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には、特別な利害関係はありません。

●顧問弁護士

顧問弁護士については、複数の弁護士事務所と顧問契約を締結し、重要な法務課題および経営上の法律相談など、必要に応じてアドバイスを受ける体制になっています。

●ホイッスルラインの設置

すべての役職員が代表取締役社長もしくは常勤監査役へ直接連絡できるホイッスルラインを設置し、法令上疑義のある行為やその他コンプライアンスに関する重要な事項を早期に発見して通報する内部通報体制を構築・運用しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場会社として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
白石 幸生	66,520,000	20.00
株式会社ホワイトストーン	32,500,000	9.77

白石 勝代	26,260,000	7.89
白石 幸栄	20,200,000	6.07
株式会社ベルコ	11,524,000	3.46
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	6,981,395	2.09
小田 明	5,972,000	1.79
時津 昭彦	3,147,800	0.94
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	2,341,100	0.70
加勢 正浩	2,320,000	0.69

支配株主（親会社を除く）の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明

——

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	小売業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

——

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

——

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	10 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
ジャン・ポール・トルコウスキー	他の会社の出身者								○			
リオール・クスラー	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
ジャン・ポール・トルコウスキー		同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターです。 なお、同氏による当社株式の保有はありません。	平成13年に当社取締役として就任以来、永年にわたって、ダイヤモンドの専門家、海外企業の経営者としての立場から当社の経営に関して適切な助言、指導を行ってもらっており、当社の経営強化に役立つ人材であると判断しています。
リオール・クスラー		同氏は、当社が扱うダイヤモンドの仕入先であるベルギーのダイヤモンド研磨会社「EXELCO N.V.」および「F.T.K. BVBA Worldwide Manufacturing」のマネージング・ディレクターです。 なお、同氏による当社株式の保有はありません。	ダイヤモンドの専門家、海外企業の経営者としての立場から当社の経営に関して適切な助言、指導を行ってもらっており、当社の経営強化に役立つ人材であると判断しています。

		ません。	
--	--	------	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役会に対して、会計監査人であるUHY東京監査法人より、年4回の会計監査などの詳細な説明が行われ、毎回積極的な質疑応答により、監査役と会計監査人の相互連携をはかっています。また、監査役と会計監査人は必要に応じて、その都度、情報・意見交換を行っています。

内部監査室は、期初に計画した内部監査計画書にもとづき、全店舗・全部署および重要な連結子会社への内部監査を実施し、その内容を内部監査報告書としてまとめ、代表取締役社長に直接提出するとともに、監査役にも内部監査報告書を提出しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山根 裕一郎	他の会社の出身者													○
妙見 聡子	他の会社の出身者										△			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山根 裕一郎	○	——	同氏は、エンターテインメント・広告・デザイン業界での豊富な経験があり、当社における経費面で比重の高いデザイン・広告取引などの適正性・妥当性についての監査に適切な人材であると判断したためです。 また、当社との間において特別な利害関係はなく、当社の事業関係者の業務執行者にも該当しないことから、独立性が高い立場であること、また一般株主との利益相反の生じるおそれ

			がないものと判断していることから、同氏を独立役員として指名し、その旨を株式会社東京証券取引所へ届け出しています。
妙見 聡子		_____	同氏は広告制作会社の経営者としての経験を有すると同時に、女性経営者としての視点を女性社員が多い当社の監査に反映することが可能であると判断したためです。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、山根 裕一郎氏が、当社との間において特別な利害関係はなく、当社の事業関係者の業務執行者にも該当しないことから、独立性が高い立場であること、また一般株主との利益相反の生じるおそれがないものと判断していることから、同氏を独立役員として指名し、その旨を株式会社東京証券取引所へ届け出しています。

これにより、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために十分な役割を果たすものと判断しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

現在のところ、通常の役員報酬に対応しているため、ストックオプションなどのインセンティブは実施していません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

現在のところ、当社は全取締役の報酬総額を開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

報酬の額またはその算定方法については、業績および経営計画などを総合的に勘案し、決定するものとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

取締役会の事務局は、総務人事部が担当しています。

ジャン・ポール・トルコウスキー氏および、リオール・クンスラー氏につきましては、海外に居住するため、取締役会への出席が限られているものの、取締役会開催時には事務局より両取締役に事前説明を行っています。

また、第12期株主総会(平成18年6月開催)における定款の一部変更により、取締役会の書面または電磁的記録による決議が可能となり、事務局による社外取締役のサポートも、より機動的に行えるようになっていきます。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

(1)業務執行の方法

取締役会は、現在10名の取締役によって構成され、うち2名は社外取締役です。取締役会は原則として、月1回以上(取締役会は、平成28年4月から平成28年9月末までの期間に計12回)開催しており、変化する経営環境に対応し、機動的な意思決定を行っています。

(2) 監査・監督の方法

イ) 内部監査

当社は、内部監査室(担当者1名)を設置し、代表取締役社長の命により、全ての部署・店舗および重要な連結子会社を対象に業務の遂行状況、法令・規則および社内規程の遵守状況の内部監査を定期的実施しています。また、この業務監査の結果は、内部監査報告書として代表取締役社長に直接提出されるとともに、監査役にも提出されています。

ロ) 監査役監査

監査役会は、監査の方針、会社の業務および財産状況の調査、その他の監査役の職務執行に関する事項を定め、監査役監査を実施しています。また、監査役は、取締役会への出席により、直接、経営を監視・監督しています。

ハ) 会計監査

会計監査人につきましては、UHY東京監査法人を株主総会にて選任し、会社法監査および金融商品取引法監査業務を委嘱しています。前期において、業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は以下のとおりです。

●業務を執行した公認会計士の氏名

業務執行社員: 公認会計士 鹿目 達也、若槻 明

●監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士4名、公認会計士試験合格者3名、その他1名 計8名

同監査法人は、すでに自主的に業務執行役員について、当社の会計監査に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、監査役会設置会社の形態を採用しています。その体制の下で、「投資者の権利を損なわない」という観点から、企業の透明性の確保および、取締役会、監査役会などのガバナンス機能のあり方が重要であると考えています。

当社の対応としては、適時適切な情報開示により企業活動の透明性を確保するため、情報開示担当部門を設置しています。

当社は全ての部門の業務の遂行状況、法令等の遵守状況を監査し、監査役会と連携する内部監査室を設置するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に注力した機関設計をしています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
電磁的方法による議決権の行使	平成17年6月より、インターネット(http://www.it-soukai.com/)による議決権行使を可能としています。
その他	平成18年4月より、株主総会の招集通知および決議通知書を、当社ホームページ(http://www.newart-ir.jp/library/soukai/)に掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ(http://www.newart-ir.jp)に掲示しております。	
IR資料のホームページ掲載	決算報告(第1四半期、第2四半期、第3四半期、通期(3月期)など)、有価証券報告書、決算広告など、各種IR資料を当社ホームページ(http://www.newart-ir.jp)に記載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務人事部に、2名の担当者を配置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「適時開示規程」において、当社の株主、その他すべてのステークホルダー(お客様、役職員、提携先、取引先など)および市場における投資者の立場を尊重しながら、適時適切な情報開示をすることを定めています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	金融商品取引法、上場金融商品取引所の定める開示規則などの法令および諸規則にもとづき、当社は独自に「ディスクロージャー・ポリシー」と「適時開示規程」を定め、業務フローとプロセスにそって、すべてのステークホルダーおよび市場に対して、経営情報などを適時適切に提供しています。
その他	女性の役員への登用に関する現状として、現在取締役2名、監査役1名を選任しており、今後も有能な人材であれば性別を問わず登用する姿勢で女性役員の候補者を選定する方針です。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

I. 基本方針

当社は、持続的成長により株主利益および企業価値の最大化に努めることを目標とし、質の高い商品とサービスの提供を通じて社会に貢献していきます。

そのために、業務の適正性を確保するための体制を整備し、それを適切に運用することにより、法令および定款などを遵守するとともに、上場企業としての社会的責任、使命を果たします。

II. 内部統制の体制の整備に関する方針

1. 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社は、法令、規則およびルールの遵守を定めた「行動規範」や各種社内規程を、社内のグループウェアを通じて、全役職員に継続的に周知徹底をはかると同時に、啓蒙教育や研修を行います。

(2) 監査役は、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス・内容などが法令および定款などにもとづき、適合しているかを確認します。

(3) 内部監査室は、従業員が、法令、定款および社内規程などにもとづき、適正に職務を遂行しているかどうかを「内部監査規程」にもとづき監査し、その監査結果を代表取締役社長に報告するとともに、監査役にも提出します。

(4) 当社は、従業員が、法令、定款および社内規程などに疑義のある行為に気づいた場合に、代表取締役社長もしくは常勤監査役に直接情報提供を行うことのできる「ホイッスルライン」を設置し、内部統制システムの強化をはかっています。

2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

(1) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理については、「取締役会規程」およびその他の関連規程にもとづき、文書または電磁的媒体に記録し、適切に行います。

(2) 取締役および監査役は、これらの情報を常時閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、リスクマネジメントの対象となるリスクおよび会社内における対策、組織、責任、権限などを規定した「経営危機管理規程」にもとづき、未然防止、リスクの解消、事故などの再発防止に努めています。

(2) 当社の各部門は、あらゆるリスクに対応するため、所管業務に付随するリスクの管理に必要な体制(リスクの発見、情報伝達、対応など)を構築し、その整備・運用を行うとともに、組織横断的なリスク状況の監視および対応体制を構築します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた「職務権限規程」および「職務権限明細表」にもとづき、適正かつ効率的に職務を執行します。

(2) 取締役会は、毎期、全役職員の共通目標となる「事業計画」を決定し、その進捗状況を適宜チェックします。

(3) 担当取締役は、目標達成のために権限委譲を含めた効率的な業務運営の方法を定め、定期的に進捗状況を取締役会に報告します。

(4) 当社は、重要事項の意思決定において、慎重な審議を重ねた上で決議が行えるよう取締役会を設置しています。取締役会は、原則として毎月1回以上開催し、意思決定のプロセスを遵守し、職務執行状況における牽制機能を強化していきます。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社に対する適切な経営管理を行います。

(2) 当社は、グループ会社全体で、コンプライアンス体制を構築するために、当社の「行動規範」の遵守をグループ会社にも徹底します。そのために、グループ会社においても、継続的に周知徹底をはかり、必要に応じて啓蒙教育や研修を行います。

(3) 当社の監査担当部署は、「関係会社管理規程」にもとづき、グループ会社の監査を実施し、監査報告書を代表取締役会長へ提出します。なお、問題があるときは、適宜改善を行います。

(4) グループ会社においても、複合的なリスクに対応するため、業務に付随するリスク管理に必要な体制(リスクの発見、情報伝達、対応など)を構築し、その整備・運用を行います。

(5) グループ会社の取締役および従業員は、グループ各社における重大な法令違反、その他コンプライアンスにかかわる重要な事実を発見したときは、当該会社の代表取締役社長または監査役に報告します。報告を受けた代表取締役社長または監査役は、適切な対応を行える体制を構築します。

6. 監査役がその職務を補助すべき補助者を置くことを求めた場合における当該補助者に関する事項

(1) 監査役会から職務補助のための補助者を求められたときは、独立した補助者を任命します。その際、取締役などからの独立性を確保するため、補助者の人事評価は監査役会が行い、補助者の人事異動および懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るようにしています。

(2) 監査役補助者は、業務の執行に関わる役職を兼務しません。

7. 取締役および従業員が、監査役会に報告をするための体制

(1)取締役および従業員は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による違法または不正行為を発見したとき、その他監査役会へ報告すべきものと定めた事項が生じたときは、すみやかに監査役会に報告します。

(2)監査役は、必要がある場合には、稟議書その他社内の重要書類、資料などを閲覧できるようにしています。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)代表取締役社長は、役職員の監査役監査に対する理解およびその環境の整備に努めます。

(2)代表取締役社長は、「監査役会規程」にもとづき、当社の経営上の対処すべき課題、その他監査上の重要課題などについて、監査役と定期的な意見交換を行います。

(3)監査役は、必要と認めたときは、特定の事項について、内部監査室およびその他の部署に、監査役監査に対し協力を求められるようにしています。

(4)監査役は、定期的に会計監査人と財務および会計に関する事項などの協議・意見交換をするなど、緊密な連携をはかり、その監査業務が実効的に行えるようにしています。

※参考資料「模式図」:巻末「添付資料」をご覧ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力排除に向け、組織として毅然と対応し、外部専門機関との連携を適宜取りながら、取引を含めた一切の関係を遮断します。

また、反社会的勢力による不当要求に対しては、対応する従業員の安全を確保した上で、民事と刑事の両面から法的対応を行い、反社会的勢力との裏取引や資金提供を一切行いません。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止する観点から、組織全体で対応することを目的として、倫理・コンプライアンス規程、行動規範、経営危機管理規程を整備するとともに、全役職員へ啓蒙しています。

有事の際は、外部の専門機関との連携を取りながら、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置します。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

1. 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めています。

2. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めています。

3. 取締役の解任の決議要件

当社は、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

4. 取締役、監査役及び会計監査人の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）、監査役（監査役であった者を含む。）及び会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めています。

これは、取締役、監査役及び会計監査人が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的としています。

5. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

これは、株主総会における特別決議に必要な定足数を緩和することにより、株主総会の機動的な運営を可能とすることを目的としています。

6. 剰余金の配当

当社は、会社法第459条第1項の規程により、取締役会の決議によって剰余金の配当等を行うことを可能とする旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

7. 適時開示体制の概要

(1) 適時開示に係る基本方針

当社は、上場会社としての社会的責任を意識し、当社の株主、その他全てのステークホルダー（役職員、お客様、提携先、取引先等）および市場における投資者に対して、経営情報を適時適切に開示することが重要な責務と認識しています。社内規程として「ディスクロージャー・ポリシー」と「適時開示規程」を定めています。今後も、経営情報の適時適切な開示に努め、経営の透明性と公正性を維持していきます。

(2) 開示体制

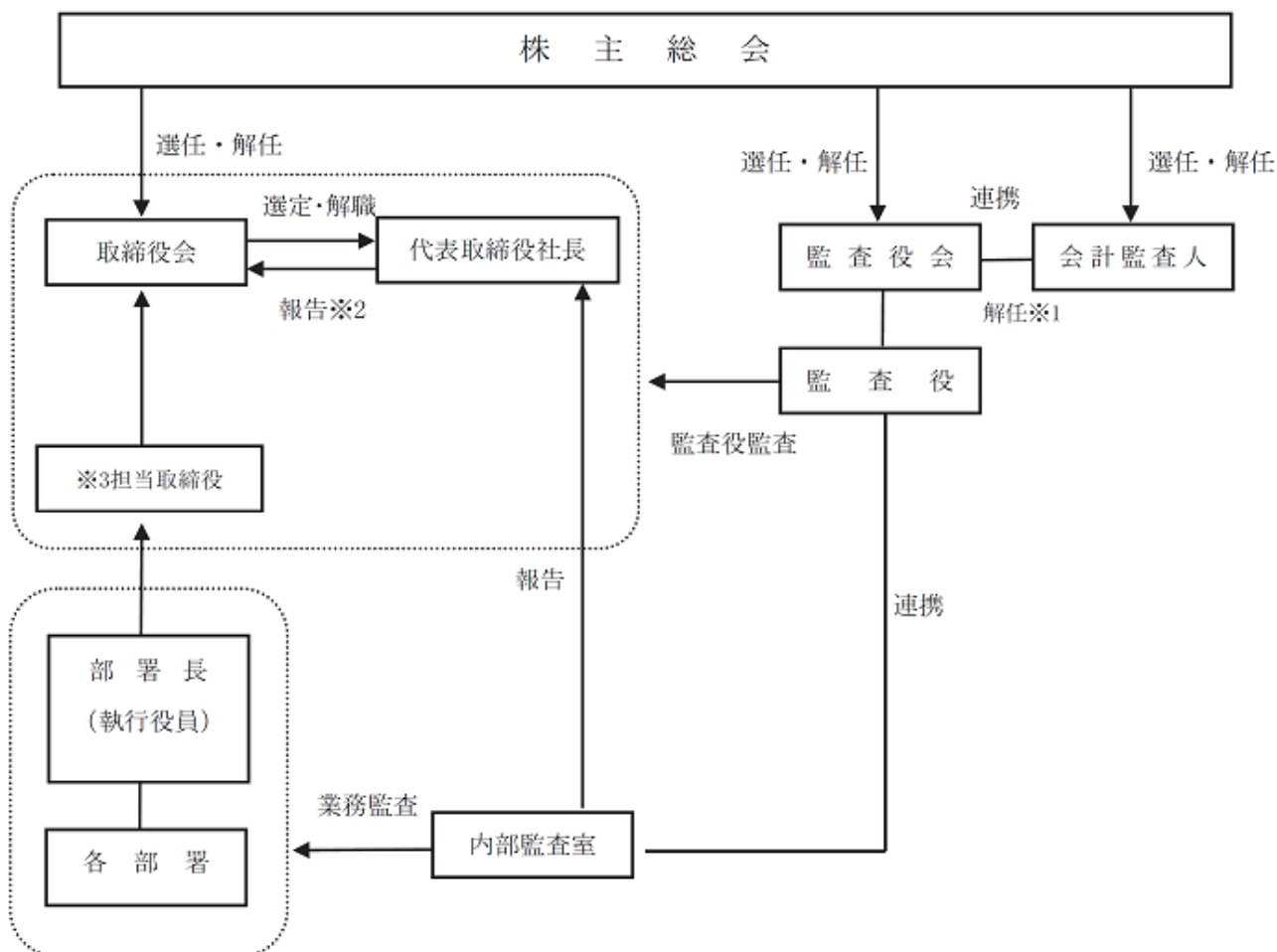
イ) 決定事実および決算情報

取締役会に付議し、開示の要否を決定しています。決定した事項については、情報開示担当部署である総務人事部で開示資料を作成し、情報開示担当役員、代表取締役社長のチェックを受けて、開示していきます。

ロ) 発生事実

情報開示担当役員の報告のもと、代表取締役社長が開示の要否を決定しています。決定した事項については、情報開示担当部署である総務人事部で開示資料を作成し、情報開示担当役員、代表取締役社長のチェックを受けて、開示していきます。

【模式図】



※1 解任は、会社法第340条第1項に該当した場合とする。

※2 代表取締役社長は、内部監査室より代表取締役社長および常勤監査役に報告した重要事項などを、取締役会へ報告します。

※3 取締役は、担当部署および執行役員を監視・監督し、必要に応じて取締役会へ報告します。